

広島県告示第九百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年十一月十日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道坂瀬川駅家線	神石郡神石高原町坂瀬川五九八三番一地从 神石郡神石高原町坂瀬川五九八三番一 地先まで	令和七年一〇月二七日